佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成29年10月5日

佐賀県知事 山 口 祥 義

## 佐賀県規則第38号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則(平成28年佐賀県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
第23条 略	第23条 略
2 略	2 略
	3 政策部に調整監を置くことができる。
<u>3</u> ~ <u>7</u> 略	<u>4</u> ~ <u>8</u> 略
	9 調整監は、上司の命を受けて、防衛省からの佐賀空港の自衛隊
	使用要請に係る同省等との調整に関して政策部長が特に命ずる事
	<u>務を掌理する。</u>
<u>8</u> ~ <u>14</u> 略	<u>10</u> ~ <u>16</u> 略
第26条 略	第26条 略
2 ~ 4 略	2 ~ 4 略
5 出納局の課長にあっては <u>第23条第4項</u> 、センター長にあっては	5 出納局の課長にあっては <u>第23条第5項</u> 、センター長にあっては
<u>同条第5項</u> に規定するもののほか、局長不在のときは、その掌理	<u>同条第6項</u> に規定するもののほか、局長不在のときは、その掌理
する事務について、その職務を代行する。	する事務について、その職務を代行する。

附 則

この規則は、平成29年10月6日から施行する。